

平成30年

第4回市議会定例会 報告第2号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、別紙調書のとおり2件の訴えの提起および1件の被告との和解を地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

平成30年12月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

## 1 訴えの提起に関する調書

| 番号 | 住所<br>氏名               | 請求額<br>申立費用            | 支払督促申立日<br>(※)   | 督促異議<br>の申立日     | 訴えの提起の<br>専決処分の日  |
|----|------------------------|------------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 1  | *****<br>** ** (債務者)   | 1,060,000 円<br>7,464 円 | 平成 30 年 6 月 28 日 | 平成 30 年 9 月 27 日 | 平成 30 年 10 月 12 日 |
| 2  | *****<br>** ** (連帯保証人) | 175,000 円<br>2,964 円   | 平成 30 年 9 月 13 日 | 平成 30 年 9 月 27 日 | 平成 30 年 10 月 12 日 |

※注 民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。

## 2 和解に関する調書

| 番号 | 住所<br>氏名             | 和解額         | 支払方法  | 和解の<br>専決処分の日     |
|----|----------------------|-------------|---|-------------------|
| 1  | *****<br>** ** (債務者) | 1,060,000 円 | <p>1 被告は、原告に対し、左の金員を次のとおり分割して、原告の指定する方法によって支払う。</p> <p>平成 31 年 1 月から平成 35 年 5 月まで<br/>毎月 30 日（ただし 2 月は末日）限り<br/>各金 2 万円</p> <p>2 被告が、前項の金員の支払を 2 回以上怠り、かつ、その額が金 4 万円に達したときは、被告は、当然に期限の利益を失い、原告に対し、左の金員から既払額を除いた残金を直ちに支払う。</p> | 平成 30 年 11 月 13 日 |